

公

示

九州運輸局長
令和8年3月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年3月24日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第39号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

| | 申請者 | 申請概要 | 営業区域 | 備考 |
|---|---|--|-------|--------------------|
| 7-525 | 井手口 勝 | ○遠距離割引の廃止 特定大型車：15,000円を超える部分につき1割引 大型車：9,000円を超える部分につき1割引 普通車：9,000円を超える部分につき1割引 | 福岡交通圏 | 【管轄運輸支局】 福岡運輸支局 |
| 7-526 7-527 7-528 7-529 7-530 7-531 7-532 | 田中 泰三 上野 和彦 田淵 敏郎 黒川 琢巳 滝口 慎一 膳所 泰孝 中村 基海 | ○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 | 福岡交通圏 | 【管轄運輸支局】 福岡運輸支局 |